

2 無電柱化の推進

1 概要

開催都市にふさわしい都市空間を創り出すため、センター・コア・エリア*内の計画幅員で完成した都道や、競技会場周辺の都道、臨港道路等*において無電柱化を推進する。

また、競技会場等の周辺において、無電柱化に向けた区市の取組を促進する。

2 レガシーの概要

都道及び区市町村道等の無電柱化の推進により、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出が実現される。

○ 都市防災機能の強化

災害時に電柱の倒壊による道路閉塞が防止されるとともに電線類の被災が軽減し、ライフラインの安定供給が確保される

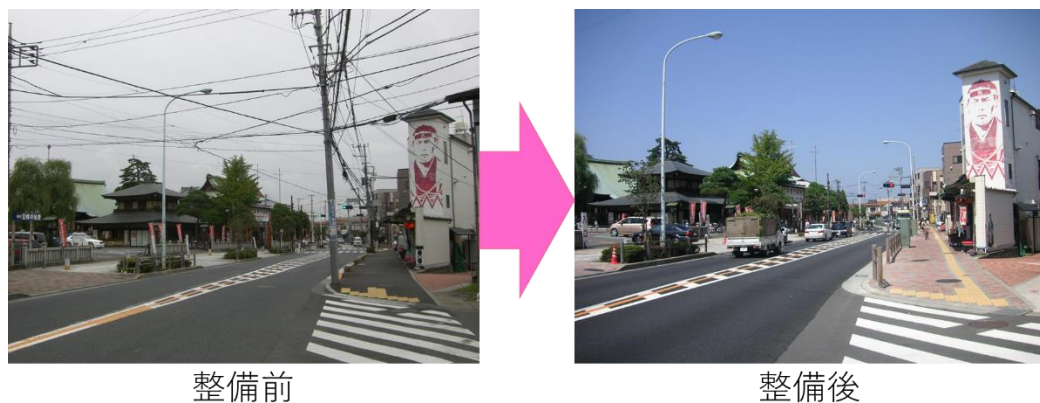
○ 安全で快適な歩行空間の確保

歩道内の電柱がなくなり、歩行者はもちろん、ベビーカーや車いすも移動しやすい歩行空間が確保される

○ 良好な都市景観の創出

視線を遮る電柱や電線がなくなり、都市景観が向上される

<無電柱化の事例>^[1]



利害関係者	道路管理者、交通管理者、電線管理者、区市町村 等
種別	街づくり
地理的範囲	東京都
期間	長期

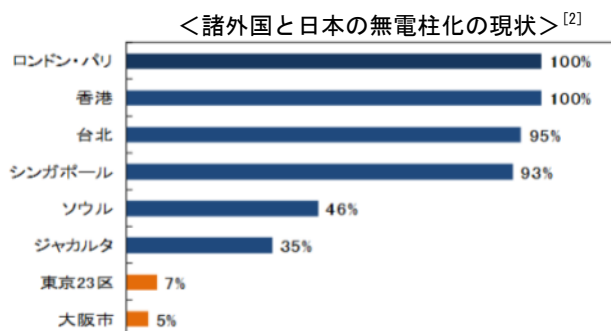
[1] 2020年に向けた東京都の取組—大会後のレガシーを見据えて—（東京都）

実施主体	東京都
根拠	2020 年に向けた実行プラン、「未来の東京」戦略
関連する SDGs	11-持続可能な都市、13-気候変動

3 詳細な説明

(1) 背景

都道の無電柱化は、東京 2020 大会招致決定前から計画的に進めてきたが、東京 23 区における、国道、都道、区道を含めた無電柱化率は 7% 程度（2013 年度末時点）にとどまっており、海外の主要都市と比較すると低い水準にあった。



大会開催時には多くの来訪者が集中することから、防災力強化はもとより、安全性や景観の観点からも、センター・コア・エリア内や競技会場等の周辺において、無電柱化を一層推進する必要がある。

(2) 時期

2014 年度	<p>「東京都無電柱化推進計画」策定</p> <p>※2014 年度から 5 か年の整備目標や実施箇所を定めるとともに、無電柱化事業を展開していくための取組を示すものであり、東京 2020 大会に向けた取組についても明記している</p>
2017 年度	<p>「東京都無電柱化推進条例」制定</p> <p>※都道府県で初となる無電柱化の条例であり、無電柱化の施策を総合的、計画的かつ迅速に推進することを目的としたもの</p>
	<p>「東京都無電柱化計画」策定</p> <p>※条例に基づき、都の無電柱化事業の今後 10 年間の基本方針や目標を定めたもの</p>
2018 年度	<p>「東京都無電柱化推進計画」改定</p> <p>※2014 年度に策定した「東京都無電柱化推進計画」の計画期間を 2 年延伸し、2020 年度までに無電柱化を進める道路等を示したもの</p>
	<p>「東京港無電柱化整備計画」策定</p> <p>※「東京都無電柱化計画」にある臨港道路等の無電柱化について、整備方針を示すとともに、2020 年度までの整備計画を定めたもの</p>

[2] 第 1 回 無電柱化推進のあり方検討委員会 配付資料（国土交通省）

2020 年度	「無電柱化加速化戦略」策定 ※激甚化する台風などの自然災害に対して備えるとともに、これまでの歩み以上に無電柱化を一層推進するために策定したもの
---------	--

(3) 実施主体

東京都

(4) 実施方法

- 東京 2020 大会開催に向けて、センター・コア・エリア内の計画幅員で完成した都道の無電柱化を進め、2019 年度に概ね 99%完了した。
- 競技会場等の周辺では、都道の無電柱化を推進するとともに、無電柱化に向けた区市の取組を促進し、2019 年度に完了した。
- バリアフリー化と一体的に整備を進めることで東京 2020 大会開催都市にふさわしい都市空間を創り出していく。
- 大会競技会場が集中する臨海部の臨港道路等において、無電柱化を推進する。
- まちづくりの機会を捉えた無電柱化の取組として、都施行の神宮外苑地区の土地区画整理事業において無電柱化が完了した。選手村地区の市街地再開発事業*において整備を推進する。

(5) 便益

センター・コア・エリア内の計画幅員で完成した都道や、競技会場周辺の都道、臨港道路等の無電柱化が概ね完了したことにより、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出が図られる。

4 事実と数字

センター・コア・エリア内の都道の無電柱化	地中化率*99% ※再開発との共同事業や他工事との競合等の案件を除き完了
臨港道路等の無電柱化	競技会場周辺の無電柱化完了 緊急輸送道路の無電柱化を推進

(2020 年 3 月までの実績)

5 用語説明

センター・コア・エリア	おおむね首都高速中央環状線の内側のエリア
-------------	----------------------

臨港道路等	道路法上の道路ではなく、港湾法第2条第5項第4号に掲げる臨港交通施設に位置づけられる港湾施設で、東京都港湾管理条例に基づき告示された港湾の管理上必要な施設として整備し管理する道路。また、港湾局の埋立地造成に際して整備された埋立道路（東京都臨海地域開発規則に規定する道路予定地）を含む
市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、建築物と公共施設を一体的に整備することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とした事業
地中化率	整備対象延長に対する、電線共同溝本体が整備された延長の比率

6 参考文献

- ・2020年に向けた東京都の取組－大会後のレガシーを見据えて－（PR版）
- ・2020年に向けた東京都の取組－大会後のレガシーを見据えて－（本編）
- ・都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～
- ・「3つのシティ」の実現に向けた政策の強化（平成30年度）
- ・「3つのシティ」の実現に向けた政策の強化（2019年度）
- ・「3つのシティ」の実現に向けた政策の強化（2020年度）
- ・「未来の東京」戦略
- ・東京都無電柱化計画
- ・東京港無電柱化整備計画
- ・東京都無電柱化推進計画
- ・無電柱化加速化戦略